

## 2. 広域連携体制

広域防災においては、富士山噴火災害に従事する国、県、市町村等の連携が重要になる。効果的な防災対応を図っていくために、火山活動状況に応じた各機関の初動体制を明確にし、合同による現地対策本部の設置体制を定める。また、被害が甚大かつ広域に及ぶことを想定して、国は、応急対策の検討を進め、県、市町村は、相互の広域応援協定の促進を図る。

### 2-1 各機関の本部体制

国、県、市町村は、火山情報に応じて、以下のように順次初動体制を確立する（図2-1）。

#### 2-1-1 火山観測情報発表時

国、県、市町村は、通常どおりの業務体制とするが、緊急時の防災対応の各種点検等を開始する。

#### 2-1-2 臨時火山情報（注意喚起）発表時

国、県、市町村は、火山活動把握に必要な観測体制の強化を図り、連絡情報体制を確立する。また、緊急時の防災対応の各種点検、準備等を実施する。

#### 2-1-3 臨時火山情報（噴火の可能性）発表時

国は、関係省庁連絡会議を開催し、省庁間の連携を図るとともに、各関係省庁は、災害警戒本部・情報対策室等を設置し対応に当たる。

県、市町村は、災害警戒本部を設置し、災害時要援護者の避難や自主避難者等の対応にあたる。

#### 2-1-4 緊急火山情報発表時

国（東京）は、緊急参集チームを招集し情報集約等に当たるとともに、関係省庁は、災害対策本部を設置する。

また、現地においては、関係省庁から担当官等の派遣による現地連絡会議を開催する。さらに、国（現地）、県、市町村等は、合同現地警戒本部体制を確立し連携して対応に当たる。

県、市町村は、災害対策本部を設置し、一般住民等の避難をはじめ各種応急活動を実施する。

国、県、市町村等は、合同現地警戒本部の派遣要員及びその派遣方法（輸送手段）について事前に検討し、要員派遣計画を策定する。

なお、合同現地警戒本部は、火山活動等の状況により、候補施設数カ所のうち1カ所に設置する。

## 2-1-5 噴火時～

噴火が確認された段階では、国（東京）は、非常（緊急）災害対策本部を設置する。また、国、県、市町村等は、合同現地警戒本部を合同現地対策本部へ移行し、引き続き連携して対応に当たる。

なお、火山活動等の状況により、必要に応じて合同現地対策本部の設置場所を変更する。

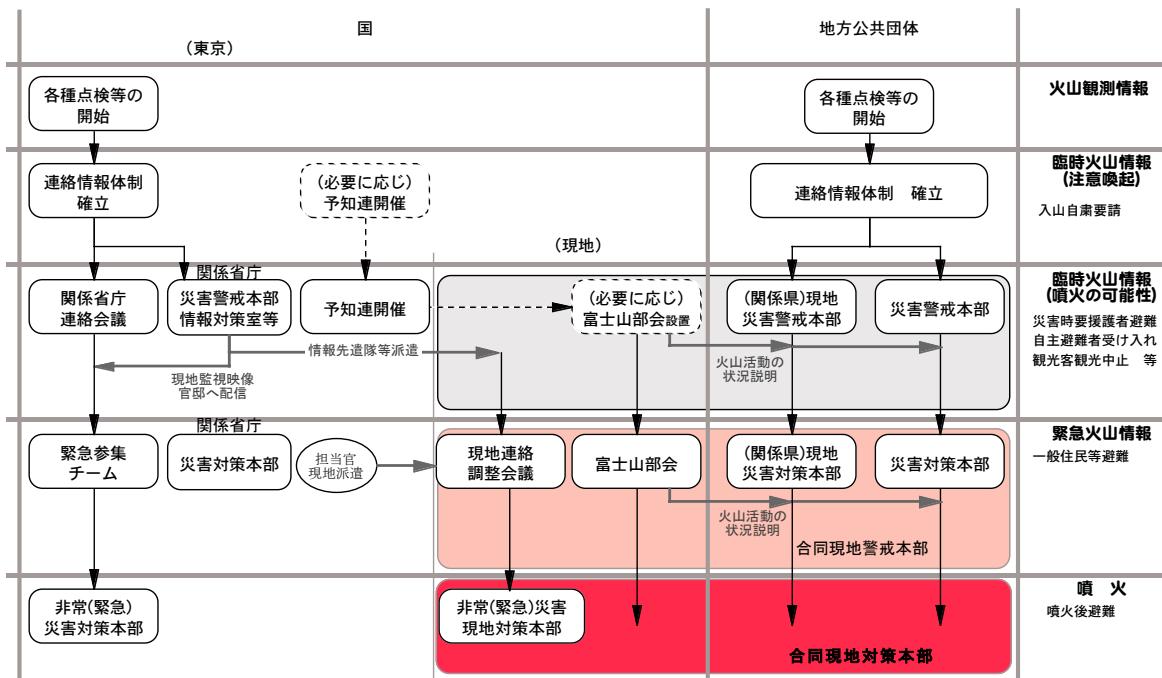


図 2-1 各機関の初動体制確立の過程（案）

## 2-2 合同現地本部

### 2-2-1 合同現地本部の設置場所（候補施設）

国は、県、市町村と調整の上、合同現地本部の設置場所について、以下の条件を踏まえ、あらかじめ数カ所（山梨県側・静岡県側）の候補施設を選定する。

#### （選定条件）

- ・第4次ゾーン（噴火前）よりも外側、もしくは縁辺近傍にあること
- ・交通の便がよいこと（高速道路、高速鉄道へのアクセスがよい、もしくはヘリポートがあるなど）
- ・直接もしくは監視映像により、富士山の状況が視認できること

- ・電話、ファクス、防災無線など情報通信に要する最低限の設備があり、比較的容易にその増設が可能なこと
  - ・近隣に対策要員のための宿泊施設が確保できること
- 合同現地本部の候補施設として、上記の条件（特に収容人員）を十分に満たす施設が事前選定できない場合、あらかじめ、体育館などの設備等増設・搬入先もしくは仮設本部の新設用地を選定し、噴火時に以下のいずれかの対応をとることとする。
- ・体育館など十分な人員収容力のある施設への設備等増設・搬入
  - ・プレハブ等による仮設本部の新設

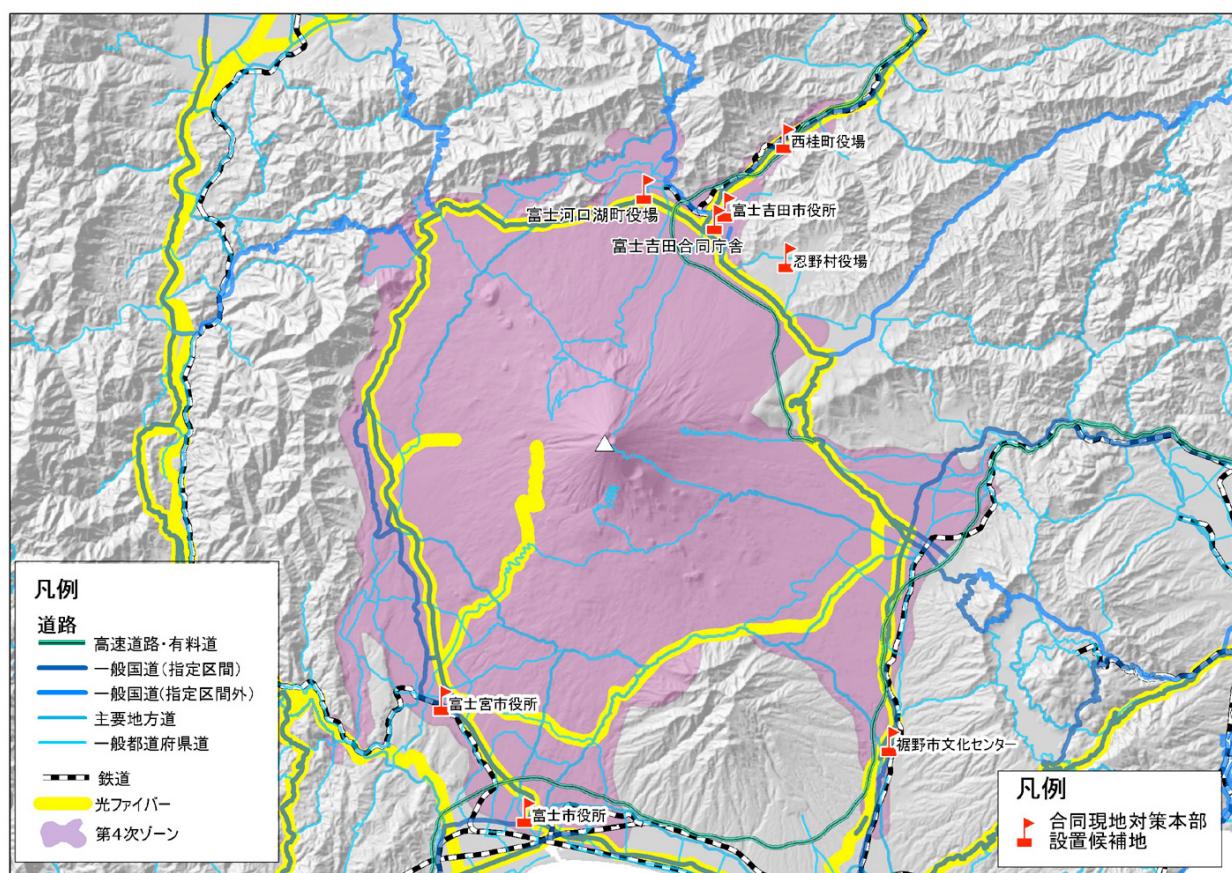


図 2-2 合同現地本部の候補施設（案）

## 2-2-2 合同現地本部の体制

### (1) 機能班体制

国は、合同現地本部での防災対応を効果的に進めるため、主要な対策活動別に「機能班」を定め、あらかじめ県、市町村、関係機関と連携し、機能班に配置する要員について検討し、組織体制についての計画を策定する。

合同現地本部設置後は、国、県、市町村、関係機関の要員からなる「機能班」（表2-1）を立ち上げ、それぞれ担当する活動にあたる。

なお、合同現地本部は、原則として被災地内における活動の調整や意思決定を行い、国（東京）に設置される非常（緊急）災害対策本部は、被災地内外における活動の調整や意思決定を担当する。従って、相互の円滑な連携を図るため、国（東京）の非常（緊急）災害対策本部においても、合同現地本部と同様の班編制を行うことが望まれる。

表2-1 合同現地本部機能班の構成と役割（案）

班	役割
総括班	本部の総合調整を担当する。全体会議の開催や運営に関する各班への連絡・調整を行う。
情報班	火山活動状況や被害状況、避難等各種応急活動に関する情報の集約を担当する。
広報・広聴班	記者発表などマスコミ等報道機関への対応、放送要請、住民等への広報活動を担当する。
火山監視観測班	監視観測体制の強化や監視観測情報の収集、住民等からの通報の受理・集約を担当する。また、噴火時の影響範囲の予測を担当する。
避難対策班	避難時期・避難範囲等の判断、避難先の確保等避難計画についての検討や避難活動状況の把握を担当する。
輸送対策班	避難者の搬送手段の確保や被災地への食料、資機材等物資の輸送活動を担当する。
災害時要援護者対策班	避難所や被災地における災害時要援護者への介護などの支援活動を担当する。
避難生活支援班	避難者への水・食料、生活用品等の物資の調達確保、避難所の環境整備等を担当する。

被災事業者支援班	事業所の被害状況の把握、被災した事業所への各種支援事業についての検討を行う。
道路復旧班	道路被害状況の把握、道路の復旧計画の策定を担当する。
土石流・溶岩流対策班	土石流や溶岩流等の発生状況や被害状況の把握、被害拡大防災策の検討を行う。また、噴火時の影響範囲の予測を担当する。
本部運営支援班	合同現地本部に従事する要員の食料等の確保や宿泊など生活面の支援を担当する。

## (2) 合同現地本部における意思決定体制

合同現地本部では、定期的に「**全体会議（仮称）**」を開催し、関係者間の情報共有と連絡調整を行う。特に重要な事項（例：噴火前・噴火時の避難等対象範囲の拡大・縮小、危険地域への一時立ち入りなど）の判断のため、関係機関に限定した「**関係者会議（仮称）**」を開催し、機動的対応を図る。

なお、各種災害対策の実施は現地主導型とし、合同現地本部における検討・協議により決定する。このため、国、県、市町村、関係機関は、一定の意思決定権限を持つ要員を合同現地本部へ派遣する。

## (3) 合同現地本部におけるマスコミ対応

時々刻々と変化し継続する火山活動では、地域住民等に対して、その状況を正しく伝えていくことが民心安定の面からも必要である。広い範囲に迅速に情報を伝えることができる機関としてマスコミ等報道機関があり、そのため合同現地本部によるマスコミ対応は特に重要な業務になる。

県、市町村は、合同現地本部における広報体制について地元報道機関（記者クラブ等）にあらかじめ周知を図り、災害時の協力体制構築を呼びかける。

合同現地本部では、プレスセンター（記者会見場）及びマスコミ関係者の待機スペースを確保し、報道機関との円滑な連携を図る。

記者発表などの統一的広報に関する調整は、合同現地本部の広報・広聴班が中心となり行い、現地における報道対応の一元化を図る。合同現地本部では、定期的に記者発表を行うとともに、開催する全体会議の内容を公開し、噴火や被害の状況及び各機関の防災対応について広く住民等へ周知する。

### 2-2-3 市町村本部の移設

過去の噴火災害でも、火山活動の影響により被災地自治体の災害対策本部が災害対応の最中に、近隣自治体の施設に移設せざるを得なかつた事例があり、この教訓に鑑み、富士山噴火においても、溶岩流の流下や大量降灰による役場庁舎への被害や影響の可能性が考えられる市町村は、あらかじめ本部代替候補施設についての検討を行っておく必要がある。

検討にあたっては、移転時における職員の移動方法（段階的移動）、重要書類・データ、情報通信機能の確保のあり方についても配慮する。

## 2-3 火山噴火予知連絡会・火山専門家との連携

### 2-3-1 火山噴火予知連絡会と合同現地本部の連携

#### (1) 火山噴火予知連絡会の開催と富士山部会の設置

国（気象庁）は、臨時火山情報（注意喚起）の発表により、必要に応じて火山噴火予知連絡会を開催する。また、臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合には、火山噴火予知連絡会を開催するとともに、「富士山部会」を設置する。

#### (2) 富士山部会の対策本部における役割

富士山部会は、臨時火山情報（噴火の可能性）が発表された場合には、関係地方公共団体の災害警戒本部に対し火山活動の状況説明等を行う。

緊急火山情報の発表後は、合同現地本部「火山監視観測班」の一員として活動し、国、県、市町村、関係機関に対し、全体会議等を通じて火山活動状況など専門的視点から情報を提供する。

### 2-3-2 平常時における火山専門家との連携

異常現象の分析や噴火の見通しに関する防災上の判断には、専門的知識を必要とするため、地域の状況等にも詳しい火山専門家が必要である。国、県、市町村は、平常時から専門家の確保に努めるとともに、それらとの連携を強化し、必要に応じて、アドバイス等を受けられる体制を構築する。

平常時における連携強化の一環として、県、市町村は、ホームドクターに対して、防災関係者や住民等に対する講演等を依頼し、火山活動に関する啓発活動を進める。なお、異常時に火山活動の判断を行う気象庁や火山噴火予

知連絡会と火山専門家（ホームドクター）との円滑な連携にも努めるものとする。

## 2-4 応急対策の検討

国は、富士山において火山噴火災害が発生した場合の広域対策を迅速かつ的確に講じるため、関係地方公共団体の協力を得つつ、災害発生時における主として国の支援等に係る広域的活動、役割分担等について検討する。

また、災害時の応援活動をより効果的に行うために、被災地外の近隣都市に、被災地に向かう活動要員の待機や資機材の集結地としての支援拠点の設置も検討する。

## 2-5 広域連携・協定

### 2-5-1 広域応援協定（全国レベル）における富士山噴火災害時対応の検討

県は、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定、災害応援に関する協定等の既往の広域応援協定を踏まえ、富士山噴火災害における具体的な広域応援内容、要請時期及び手順、支援の受け入れ体制等について検討を行う。

### 2-5-2 近隣県相互応援協定の確立

県は、富士山噴火災害において近隣県と調整を図り対応すべき対応項目、近隣県からの応援内容について、活動の実施時期、活動に必要な職員、資機材等の確保体制や活動方法について、応援協定により定めておく。特に、富士山噴火災害を前提とした交通規制、緊急輸送路の設定、避難者（災害時要援護者も含む）の受け入れ、ヘリの運用、観光客等の対応、医療体制等広域対応について、緊急時の応援要請及び実施が円滑に行えるように平常時から協議を行い連携強化に努める。

なお、国は、こうした近隣県相互の応援協定の締結を促進するための支援を行う。

### **2-5-3 近隣市町村間相互応援協定の確立**

富士山周辺の市町村は、富士山噴火災害における市町村間の相互応援内容について、活動の実施時期、活動に必要な職員、資機材等の確保体制や活動方法について、応援協定により定める。

また、富士山噴火災害を前提とした広域避難訓練の実施、避難者の受け入れ体制や備蓄状況等についての情報交換等を定期的に実施し、緊急時の応援要請及び実施が円滑に行えるように、平常時から連携強化に努める。

なお、関係都県は、こうした市町村間相互の応援協定の締結を促進するための支援を行う。

### **2-5-4 防災関係機関・事業者との協定確立**

県、市町村は、平常時から、各種応急活動に関わる以下のような対応について各関係事業者と協議を行い、緊急時の応援要請及び実施が円滑に行えるように災害時応援協定締結を進める。

- ・集団避難におけるバス等輸送手段の確保
- ・災害時要援護者の受け入れ施設
- ・多数の避難者が発生した場合の食料等物資の確保
- ・医薬品、医療用資材等の確保
- ・降灰作業用資機材の確保 等

表 2-2 県・市町村における広域連携項目（案）

対策項目	広域連携項目		
	近隣市町村連携	近隣県連携	全国レベル
<b>1. 避難対策</b>			
□ 自主避難者の把握	○	○	
□ 市町村外の避難（広域避難）における避難先の確保	○	○	
□ 災害時要援護者の避難における避難先の確保	○	○	
□ バス等避難者搬送手段の確保・調整	○	○	
<b>2. 本部体制</b>			
□ 市町村本部の移設（他市町村に移設する場合）	○	○	
<b>3. 火山防災情報の収集・伝達、共有化</b>			
□ 火山情報等の共有化	○	○	○
<b>4. 住民等への情報伝達・広報</b>			
□ 報道機関による広報活動における連携	○	○	○
□ 風評被害実態把握（広域）	○	○	○
<b>5. 各種応急・復旧活動</b>			
<b>5-1 道路・交通網の確保</b>	□ 避難に伴う交通規制	○	○
	□ 緊急輸送路の確保（県相互／県レベル）	○	
	□迂回路の確保	○	
<b>5-2 降灰対策</b>	□ 降灰作業用資機材の確保・調整	○	○
	□ 降灰仮置き場の確保	○	
	□ 降灰最終処分地の確保	○	
<b>5-3 被害の拡大防止策</b>	□ 広域災害医療体制	○	○
	□ ヘリコプターの運用	○	○
<b>5-4 食料・飲料水及び生活必需品等の供給</b>	□ 食料等物資の確保	○	○
	□ 食料等広域的輸送	○	○
	□ 広域物資集積場所の設定	○	○
<b>5-5 広域応援要員の受入</b>	□ 他自治体による職員派遣体制	○	○
	□ 復旧要員・資機材の集結拠点	○	○
<b>5-6 ボランティアの受入</b>	□ ボランティアセンター間の連携	○	○
<b>5-7 住宅の確保</b>	□ 仮設住宅建設用地の確保	○	○
<b>6. 災害に強い地域社会の形成</b>			
	□ 風評被害実態把握（広域）	○	○
	□ 風評流布防止のための情報発信	○	○
	□ 災害遺構・観光資源のネットワーク化	○	○
<b>7. 火山に関する啓発・教育</b>			
	□ 歴史資源・観光資源を活用した観光コースの設定	○	○
	□ 火山情報等の共有化	○	○

## 【広域連携体制に関する時系列整理】

主体	実施内容
<b>■事前</b>	
国	現地本部の通信網充実
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)への要員派遣計画(派遣要員、派遣方法等)策定
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)の機能班構成・配置要員を検討、組織体制計画を策定
国・県・市町村	既存施設より、合同現地警戒本部(仮称)の設置場所について候補地を選定
県・市町村	火山専門家(ホームドクター)との連携体制構築
県・市町村	地元報道機関(記者クラブ等)と災害時協力体制構築
県・市町村 ・関係事業者	防災関係機関・事業者との協定確立
県	近隣県相互応援協定の確立
県	広域応援協定(全国レベル)における富士山噴火災害時対応の検討
市町村	本部代替候補施設の検討
市町村	ホームドクターによる防災関係者や住民等に対する講演等・火山活動に関する啓発活動
市町村	近隣市町村間相互応援協定の確立
<b>■火山観測情報発表時</b>	
国・県・市町村	各種点検等の開始
<b>■臨時火山情報(注意喚起)発表時</b>	
国・県・市町村	連絡情報体制を確立
国	(必要に応じ)火山噴火予知連開催
<b>■臨時火山情報(噴火可能性)発表時</b>	
国	関係省庁 対策室等設置、情報収集等開始
国	関係省庁連絡会議 開催
国	情報先遣隊の現地派遣
国	合同現地本部予定地との通信回線確保
国	現地連絡調整会議設置準備
国	火山噴火予知連開催
国	(必要に応じ)火山噴火予知連富士山部会設置
県	災害警戒本部・現地災害警戒本部(いずれも仮称)設置
市町村	災害警戒本部(仮称)設置
富士山部会	(設置された場合)県・市町村災害対策本部に対し、専門的視点から情報提供
<b>■緊急火山情報発表時</b>	
国	緊急参集チームの参集
国	関係省庁 災害対策本部等設置
国	関係省庁 担当官現地派遣
国	現地連絡調整会議設置
県	災害対策本部、現地災害対策本部設置
市町村	災害対策本部設置
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)設置
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)において、機能班別の対応を合同で実施
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)において、定期的に全体会議を開催、情報共有・連絡調整
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)において、必要に応じ関係者会議を開催、重要事項の調整
国	火山噴火予知連富士山部会設置
富士山部会	合同現地警戒本部(仮称)の一員として、専門的視点から情報提供
<b>■噴火時</b>	
国	非常(緊急)災害対策本部、非常(緊急)災害現地対策本部設置
国・県・市町村	合同現地警戒本部(仮称)を、合同現地対策本部へ移行
合同現地対策本部	機能班別の対応を合同で実施
合同現地対策本部	定期的に全体会議を開催、情報共有・連絡調整
合同現地対策本部	必要に応じ関係者会議を開催、重要事項の調整
合同現地対策本部	プレスセンター(記者会見場)およびマスコミ関係者の待機スペース確保(報道機関との円滑な連携、定期的記者発表等)
富士山部会	合同現地対策本部の一員として、専門的視点から情報提供